

令和 5(2023) 年 度

事 業 概 要

栃 木 県 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所



はじめに

県南地域における家畜衛生の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年の畜産を取り巻く情勢は、円安やロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化等により飼料・資材・肥料及び燃料などが高騰し、生産者の利益を大幅に圧迫しています。また、気候変動に伴う自然災害の発生や従事者の高齢化と担い手の減少など、畜産経営は厳しい状況にあります。

この様な中、2月に当所管内初となる豚熱が栃木市の養豚農家で発生し、約1,300頭が殺処分となりました。民家や福祉施設等が隣接する環境での防疫作業は臭気や騒音、地下水等の周囲への影響も考慮する必要があり困難を極めました。関係機関、団体の皆様の多大なる御協力の下、14日間におよぶ防疫措置が終了できましたこと、深く感謝申し上げます。国内における豚熱は令和6年3月までで20都県90事例の発生、殺処分は約369千頭となり、野生イノシシの感染も継続している状況です。また、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)は、昨年11月に佐賀県で1例目が確認されて以来、今年の3月まで9県10事例、殺処分約793千羽の発生となりました。県内ではHPAIの発生はありませんが、近隣の養鶏場で3事例発生、死亡野鳥5事例から遺伝子が検出されており、予断を許さない状況です。これからの季節が、まさに「北帰行」となるので、渡り鳥の行動が活発化してくるため農家の緊張感も高まっています。先シーズンは4月まで北海道及び東北地方等で家きん農場での発生や野鳥（特にハシブトガラス）から本ウイルスが検出されていたことから、当所では、注意喚起と石灰散布等の防疫対策や飼養衛生管理基準の遵守指導を強化し、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んで参ります。

国外に目を向けますと、アフリカ豚熱は、近隣の韓国、中国をはじめ、東南アジア諸国で発生が継続しています。また、口蹄疫も中国及びインドネシア等で発生しており、これらの疾病が国内に侵入するリスクは依然として高い状況が続いています。

このような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町及び関係団体等の協力を得ながら対象農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」の更なる遵守、特に消毒の徹底、防護柵・防鳥ネットの設置や異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしています。加えて、下都賀及び安足農業振興事務所を中心とし、万一の発生に備えた迅速・的確な初動防疫対応に軸を置き、防疫体制の強化に努めて参りました。

近年、消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためには、先に述べた畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守はもとより、関係者一体となった取組が重要です。今後も、畜産農家の皆様、市町及び関係機関・団体の皆様と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、更なる御支援と御協力をお願いします。

ここに令和5(2023)年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にさせていただければ幸いです。

令和6年3月

栃木県県南家畜保健衛生所
所長 萩原 厚子

目 次

I	県南家畜保健衛生所の概要	
1	沿 革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4
II	令和5(2023)年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	4
(1)	令和5(2023)年度予防事業成績	4
(2)	牛寄生虫検査成績	5
(3)	放牧牛衛生検査成績	6
(4)	豚熱検査及び成績	6
(5)	乳汁検査成績	6
(6)	慢性疾病検査成績	6
(7)	各種抗体検査成績	7
(8)	その他検査	7
(9)	病性鑑定	8
(10)	家畜自衛防疫指導事業	8
(11)	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	9
2	家畜衛生対策事業	11
3	動物薬事監視業務	12
(1)	製造販売等業者	12
(2)	製造業者	12
(3)	店舗販売業者及び許可業務	12
(4)	医療機器販売業者及び許可・届出業務	12
(5)	薬事監視指導	13
4	その他の事業	13
(1)	診療施設立入調査・指導	13
(2)	家畜人工授精師等立入調査	13
III	令和5(2023)年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1	管内における過去13年間の地方病性牛伝染性リンパ腫対策成果	14
2	経営安定化に向けた生産費削減の個別努力調査と地域内共有への取組	15

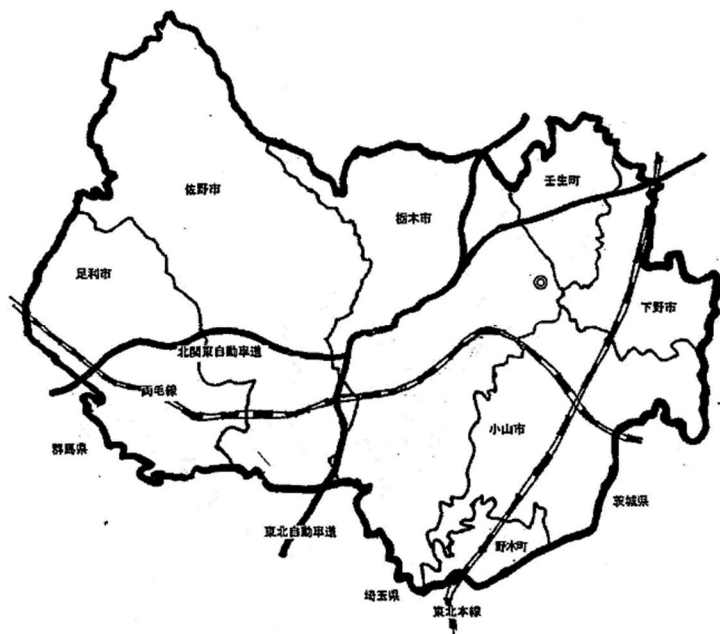
I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

昭和26年 3月31日	栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
昭和41年 4月 1日	機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
昭和43年 3月31日	栃木市箱森町22-27に新築移転した。
昭和46年 4月 1日	足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
平成12年 4月 1日	農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
平成20年12月15日	現在地に新築移転した。

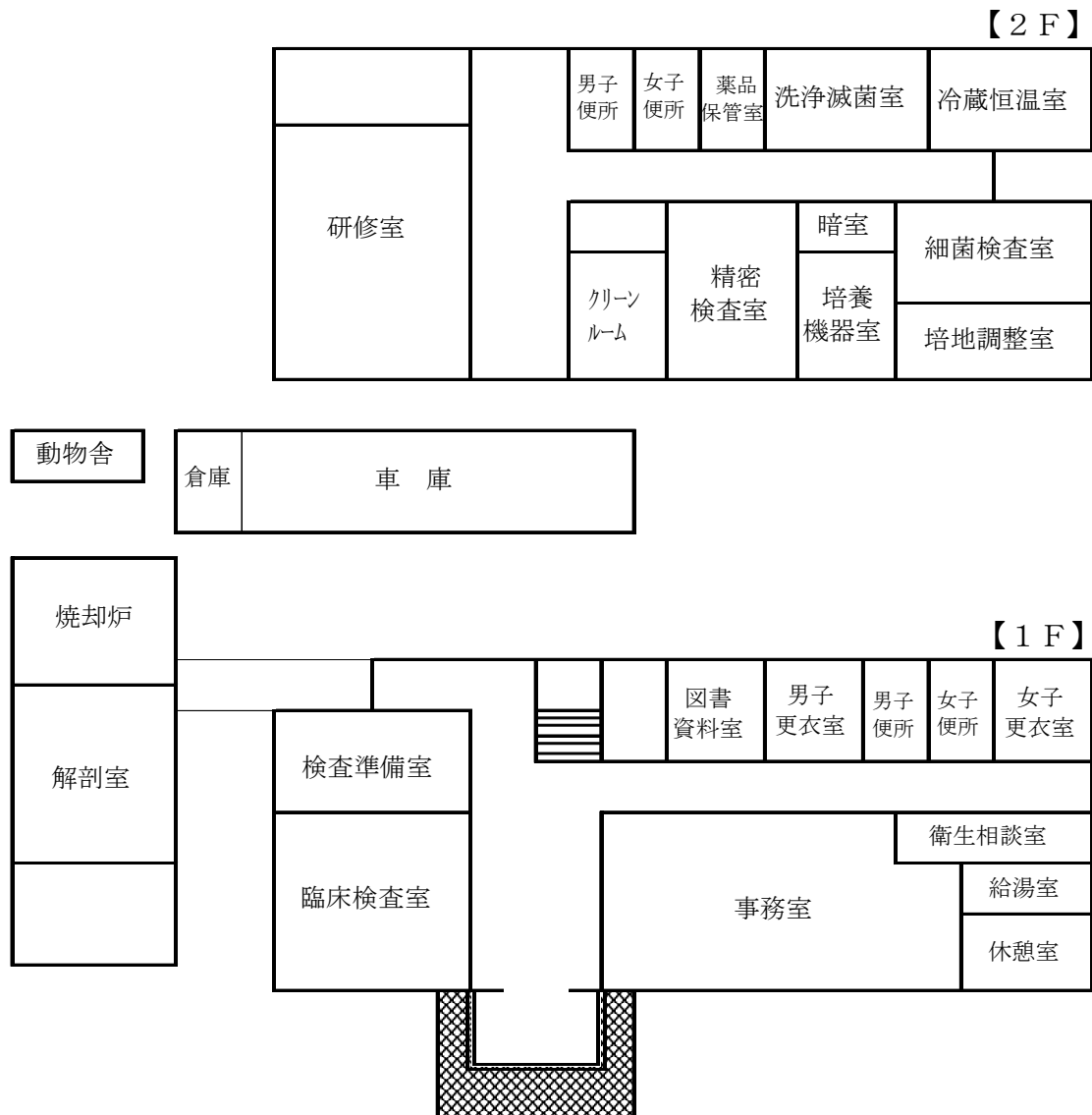
2 所在地

〒328-0002 栃木市惣社町1439-20
電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144
交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km
東北自動車道栃木 I C から東に9 km
北関東自動車道都賀 I C から南に7 Km



管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市
◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m²

(内訳)

【1 F】事務室 : 108.4 m² 臨床検査室 : 59.1 m² 検査準備室 : 32.1 m²

衛生相談室 : 16.1 m² 図書資料室 : 21.2 m²

【2 F】研修室 : 87.2 m² 精密検査室 : 44.2 m² 細菌検査室 : 32.2 m²

培地調整室 : 20.0 m² 培養機器室 : 23.6 m² 暗室 : 6.7 m²

クリーンルーム : 22.6 m² 薬品保管室 : 13.5 m² 洗浄滅菌室 : 29.1 m²

冷蔵恒温室 : 31.8 m²

イ 付属棟 : 202.3 m²

(内訳)

解剖室 : 55.9 m² 焼却炉 : 42.3 m² 動物舎 : 15.0 m² 車庫 : 89.1 m²

4 組織及び業務内容

所 長 萩原厚子
主幹兼所長補佐（総括） 竹澤友紀子

	職 氏 名	主 な 業 務
防疫第一課	所長補佐兼 防疫第一課長 渡邊絵里子 副主幹 金子久美子 主査 阿部祥次 主任 猿山由美 主任 矢野目智幸 技師 佐藤政人	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 特定家畜伝染病の防疫 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策 （豚、鶏） 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 （豚、鶏） 畜産環境対策指導 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 職員の服務 庶務全般
防疫第二課	防疫第二課長 金子大成 主査 戸崎香織 主任 大関綾子 主任 小澤優子 家畜臨床検査員 鹿野治子	家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策（牛） 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 （牛、馬、特用家畜） 病性鑑定業務 家畜安全性確保対策 自衛防疫指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 家畜の共進会及び共励会

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

- (1) 酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は2,180頭で県内の約4%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は47頭である。
- (2) 肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあって、飼養頭数は14,313頭で県内の約17%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は138頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。
- (3) 養豚は、飼養頭数は36,576頭で県内の約11%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は963頭と県平均の半分以下であり、企業体をとらない中規模経営農家がほとんどである。
- (4) 養鶏は、飼養戸数は県内の約32.2%、飼養羽数は約3.5%であり、中規模（100羽以上）採卵鶏16戸の1戸当たりの平均飼養羽数は12,300羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は17,737羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農家が多い。
- (5) 馬は、乗馬クラブを中心に14戸308頭が飼養されている。
- (6) 養蜂は、73戸2,521群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 令和5(2023)年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1) 令和5(2023)年度予防事業成績

(ア) 牛のヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

(ウ)腐蛆病：養蜂業者の蜂群について、本病の検査を実施した。

(エ)豚熱：本病の防疫対策は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。しかし、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに豚熱が発生しその後発生が拡大したことから、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定しての豚熱ワクチンの予防的接種が開始された。令和2年2月17日、栃木県においても養豚場を対象とした豚熱ワクチン接種が開始された。以前は、豚コレラの名称であったが豚熱に改められ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき発生予防及びまん延防止対策を進めている。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

	事業名	実績	検査結果			備考
			－	±	＋	
検査	ヨーネ病	785	685			告示 785
	高病原性鳥インフルエンザ	410	410			告示 410
	腐蛆病	1,389	1,389			告示 1,389
注射	豚熱	92,679	/			告示 92,679

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ症の検査を実施した。

市町名	検査戸数／頭数	陽性頭数
栃木市	4／29	0
小山市	1／11	2
壬生町	2／15	0
下野市	2／15	0
足利市	1／22	0
佐野市	1／6	0
計	11／102	2

(3) 放牧牛衛生検査成績

管内牧場に放牧した乳用牛の定期的な衛生検査を実施し、疾病による損耗を防止。
(2か所実績なし)

牧場名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所在地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中のため実施無し	休牧中のため実施無し
衛生検査回数	〃	〃

(4) 豚熱検査成績

清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査も実施した。

○ ELISA法検査

検査頭数	判定結果		
	—	±	+
1,605	435	125	1,045

臨床検査において、特に異状は認められなかった。

(5) 乳汁検査成績

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
3	12	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

(6) 慢性疾病検査成績

地方病性牛伝染性リンパ腫(EBL)、牛ウイルス性下痢(BVD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)について必要な検査、対策指導を実施した。

検査名	検査頭数	判定結果	
		—	+
EBL	1,666	1,156	510
BVD	825	824	1
PRRS	836	530	306

(7)各種抗体検査成績

ア アルボウイルス感染症抗体調査

アカバネ病について、3戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

		検査成績・抗体価（頭数）							
採血月		6 月		8 月		9 月		11 月	
戸数	頭数	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦
3	9	9	0	9	0	9	0	9	0

イ オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別）検査

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づき清浄性確認検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸数	21	0	0
頭数	257	0	0

ウ ニューカッスル病(ND)抗体検査

検査 頭数	HI抗体価										
	<2	2	4	8	16	32	64	128	256	512	1024≦
295	0	2	11	19	29	49	58	46	39	30	12

(8)その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

令和5(2023)年度は、管内6件11羽を検査し、全羽陰性を確認した。

イ 豚熱発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30(2018)年9月9日に岐阜県で豚熱の発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査を実施した。令和5(2023)年度については、管内で732頭（死亡イノシシ16頭、捕獲イノシシ716頭）の検査を実施し、1頭の陽性を確認した。

(9)病性鑑定

今年度の病性鑑定では、23件、57頭羽群について実施した。肉用牛で牛ロタウイルス病、豚で豚熱、鶏で鶏コクシジウム病が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜種	診断疾病名	件数	頭羽群数	備考
乳用牛	牛コクシジウム病	2	4	
	小計	2	4	
肉用牛	牛伝染性リンパ腫	1	1	届出
	牛ロタウイルス病	2	12	
	牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	1	1	
	牛コクシジウム病	1	1	
	その他	9	14	
	小計	14	29	
豚	豚熱	1	14	法定
	豚鞭虫症	1	1	豚熱陰性
	小計	2	15	
鶏	鶏クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症と鶏コクシジウム病の混合感染症	1	3	HPAI陰性
	鶏コクシジウム病	1	3	HPAI陰性
	小計	2	6	
その他の動物	捻転胃虫症(めん羊)	1	1	
	その他(山羊)	2	2	
	小計	3	3	
合計		23	57	

(10)家畜自衛防疫指導事業

(公社) 栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

(11)管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病名	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
結核(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ症(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	0	0	1	1	0	0	0	0	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病名	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アカバネ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性リンパ腫	1	2	1	1	0	0	14	4	1
牛サルモネラ症	0	0	0	3	0	0	0	0	0
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	0	0	0	0	0	0	2	0	0
豚流行性下痢	0	0	1	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏白血病	0	0	0	0	0	0	2	0	0
伝染性ファブリキウス嚢病	0	0	0	0	0	0	1	0	0
鶏伝染性喉頭気管炎	0	0	2	0	0	0	0	0	0
マレック病(鶏)	0	0	0	0	1	0	0	0	0
鶏痘	0	0	0	0	0	1	2	0	0
サルモネラ症(鶏)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アカリダニ症(蜜蜂)	0	2	0	1	0	0	2	0	1
バロア病(蜜蜂)	0	0	0	0	1	0	0	0	0

2 家畜衛生対策事業

各種疾病による家畜の損耗防止と生産性向上を図り、消費者への安全・安心な畜産物の提供並びに健全な畜産振興に資するため、家畜保健衛生所が中心になって、会議の開催、情報の収集と広報、農家への指導及び各種検査を実施します。

事業名	事業目的・内容	令和 5(2023)年度実績
ア 監視体制整備強化事業		
家畜衛生関連 情報整備	畜産農家からの情報や病性鑑定成績等を基に、家畜衛生対策及び疾病発生情報を収集分析し、農家等関係者へ情報を提供します。	家畜衛生情報提供：49 件 (CSF、FMD、HPAI 等) 情報提供対象農家：約 370 戸
精度管理の適 切な実施	各種疾病検査に使用する検査機器の校正を行います。	高速遠心機 マルチピペット マイクロプレートリーダー マイクロプレートインキュベーター
イ 家畜の伝染性疾病の発生予防事業		
飼養衛生管理 の改善・向上 の指導	管内生産者の飼養衛生管理基準遵守を徹底するため、関係機関等と連携を諮る事を目的に会議や講習会を開催するとともに、当該農場の巡回・指導を行います。	指導実施農場数 牛 61 戸、豚 35 戸、鶏 52 戸、馬 9 戸、特用家畜 36 戸 畜産担当者会議 開催回数：1 回(32 名)
ウ 家畜の伝染性疾病のまん延防止事業		
まん延防止円 滑化対策	広域に影響を及ぼす家畜伝染病(CSF、FMD、HPAI 等)の発生時に、迅速な情報の収集・提供が行える防疫体制を確立するため、関係市町及び地域関係者との連絡体制を強化します。	特定家畜伝染病連絡協議会等 開催回数：3 回(103 名) 地域オーエスキー病防疫協議会 開催回数：1 回(16 名)
家畜生産性低 下疾病低減事 業	経済的損失の大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため各種調査・検査を実施し、疾病防除マニュアルの検討、飼養衛生管理の指導等を行います。	採卵鶏(鶏クロストリジウム・パーフリ ンゲンス感染症及び鶏コクシジウム 病)：1 戸(475 羽) (疾病発生状況、病理解剖、細菌検査、寄生 虫検査、遺伝子検査、衛生管理状況、死廃 状況等)

事業名	事業目的・内容	令和 5(2023)年度実績
エ 畜産物安全性向上対策事業		
生産衛生管理体制整備事業 (農場 HACCP)	モデル地域において HACCP 方式による家畜衛生管理状況の定期的な点検及び病原微生物のモニタリングを実施し、農場の衛生管理方法の改善指導を行います。また、同方式による衛生管理方式の普及・定着を図ります。	○実施畜種(戸数) 乳肉複合 (佐野市 1 戸) 酪農 (栃木市 1 戸) ○調査項目 病原微生物の持込・拡散防止
動物用医薬品危機管理対策事業	(ア)動物用医薬品適正使用実態調査 動物用医薬品使用者に対し、畜産物への残留防止を図るために、使用状況等の実態調査を実施します。	○実施戸数 牛 1 戸、豚 3 戸 ○調査結果 問題なし
	(イ)薬剤耐性菌発現状況調査 ヒトと動物に対する抗菌性物質のリスク分析のための基礎情報を得る事を目的に病性鑑定等由来菌株の薬剤感受性試験を実施します。	○対象菌種 サルモネラ菌・黄色ブドウ球菌 ○分離株数 サルモネラ菌 なし 黄色ブドウ球菌 3 株



◎農場 HACCP 会議の風景

3 動物薬事監視業務

(1) 製造販売業者

(令和6年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	3	0	1
計	4	0	1

(2) 製造業者

(令和6年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	4	0	1
計	5	0	1

(3) 店舗販売業者及び許可業務

(令和6年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
店 舗 販 売 業	1	1	0
卸 売 販 売 業	7	1	0
特 例 店 舗 販 売 業	74	1	10
計	82	3	10

(4) 医療機器販売業者及び許可・届出業務

(令和6年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 (届 出) の 種 類	
		新 規	更 新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	3	0	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	5 (1)	1	
計	8 (1)	1	0

(5) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、適切な動物用医薬品等の供給に寄与するために監視指導を実施した。

(令和6年3月31日現在)

区 分	検査件数	指 導 内 容 (措 置) 等
立 入 検 査	23	事項変更の届出、医薬品の適正管理

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法、医薬品及び医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

(令和6年3月31日現在)

診療施設数	検査件数	指導内容
76	6	劇毒物の適正保管、変更事項の速やかな届出等

(2) 家畜人工授精所立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

(令和6年3月31日現在)

区 分	調査対象数	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	12	4	帳簿の適切な記録・保存、 精液の適正管理等

管内における過去 13 年間の地方病性牛伝染性リンパ腫対策成果

県南家畜保健衛生所

○大関綾子、戸崎香織

【はじめに】牛伝染性リンパ腫ウイルス (BLV) により引き起こされる地方病性牛伝染性リンパ腫 (EBL) は、近年我が国での発生が増加し生産現場での被害も増加傾向にある。当所では、平成 23 年度から家畜伝染病予防法第 5 条に基づく牛のヨーネ病検査の余剰血清を用いた BLV 抗体全頭検査を独自に実施し、長年浸潤状況の把握に努めてきた。また、栃木県としても令和元年度から慢性疾病対策事業としてまん延防止対策の指導に力を入れている。今回、これらの検査成績から浸潤状況の推移を分析するとともに、乳用及び肉用繁殖雌牛飼養者に対し EBL 対策の取組に関する実態調査（以下、実態調査）を実施し、管内における過去 13 年間の EBL 対策成果を取りまとめたのでその概要を報告する。

【抗体検査概要と成績】①余剰血清検査：平成 23 年度から令和 5 年度までの抗体検査成績（実農場数 104 農場、延べ 7,954 検体）を概ね 5 年を一単位とした 3 期に分け調査した。乳用牛飼養農場では平成 23～27 年度（第 1 期）から平成 28～令和 2 年度（第 2 期）にかけて頭数あたりの陽性率が 44.1%から 56.6%へ増加、農場陽性率 8 割を超えるまん延農場の割合も 13.0%から 21.0%へ増加した。第 2 期で乳用牛飼養農場と肉用繁殖雌牛飼養農場を比較すると、頭数あたりの陽性率（56.6%と 35.1%）もまん延農場の割合（21.0%と 13.6%）も乳用牛飼養農場において顕著に高かった。②慢性疾病対策事業による検査：EBL 対策に意欲的な農場を対象に浸潤状況の推移を調査した。調査対象とした 17 農場中 8 農場において陽性率が漸減し最大で 43.2%ポイント減少した。また、本事業を通して 3 農場で清浄化を達成し、4 農場で清浄性の維持を確認した。

【実態調査概要と結果】62 名から得た回答から、対策取組農場 51.6%、非取組農場 32.3%、過去に取り組んでいた農場 16.1%となり、各取組状況によって浸潤状況、EBL に関する知識及び取組継続のために求めること等に違いがあることが明らかとなった。

【考察と今後の展望】今回の調査で、管内の EBL 対策は着実に前進しており、取組に意欲的な農場では大きな成果を上げていることが明らかとなった。また、慢性疾病対策事業開始を契機に、さらに推進力を上げて対策が進んでいることも確認できた。乳用及び肉用繁殖雌牛飼養農場ともに EBL 対策取組優良事例の作出に成功したことから、それらをモデル農場として取組を紹介することで、非取組農場に対し具体的で説得力のある指導を行うことができるようになった。今後は、今回の調査で得られた情報をもとに指導を充実させ、新規対策取組農場の発掘に結びつけるとともに、各農場の経営状況や農場の飼養形態等に合わせたきめ細やかなサポートを実施していきたい。

経営安定化に向けた生産費削減の個別努力調査と地域内共有への取組

県南家畜保健衛生所

○佐藤政人、阿部祥次、渡邊絵里子

【はじめに】近年、飼料を始めとする生産費に係る物価が上昇し、農場の収益が減少している。加えて、令和2年度以降に飼養衛生管理基準が更に強化され、農場が衛生対策に要する経費も増加した。そのため、廃業する農場や資金不足を理由にバイオセキュリティの維持・向上に消極的な農場が見られた。一方で、この難局を乗り越えるために生産費の削減を積極的に行っている農場もあると考えられた。そこで、これまで個々の農場が実施してきた生産費削減の努力事例や工夫を調査し、その内容を管内に共有することで農場の経営安定化への一助としたため、概要を報告する。

【事例調査】乳用牛、肉用牛、豚及び家きん飼養農場各20農場程度、合計77農場について調査を行った。内容は、畜産生産費統計における生産費の構成と生産者団体の意見を参考に飼料費や光熱水費等の計8項目とした。方法は、飼養衛生管理基準指導の立入等を活用し、幅広い事例を聴取するため対面フリートーク形式で聞き取りを行った。その結果、59農場から計168例の取組事例の回答を得られたため、上記8項目を大項目、各事例の概要を中項目として分類し、集計した結果を基に畜種毎の資料を作成した。

【地域内共有】資料の表面には、大項目の実施割合を円グラフで、中項目の実施割合を積み上げ棒グラフで示し、視覚的に興味を引くように工夫した。裏面には、各事例の内容を自農場に取り入れ易いように具体的かつ簡潔に列記した。各事例について、他畜種でも参考になり得ると考えられたため、全畜種分の資料を管内の全農場に配布し、内容を共有し、アンケート調査を実施した。

【効果の確認】資料の有用性に関する農場へのアンケートでは、約9割が同畜種の実例が有用、6割が異なる畜種の実例が有用、8割が自農場に取り入れたい実例があったと回答した。加えて、当所の取組に対し賞賛や感謝の言葉を記載した農場も複数見られた。職員へのアンケートでは、全員が疾病以外の畜産情勢に興味を持つ機会になった、得られた知識や農場への聞き取りの経験及び作成資料が今後の業務に役立つと回答した。

【まとめ】本取組は、農場のニーズに合う情報、かつ、地域内の仲間が実践している情報を利活用し易いようにまとめたため反響が良かったと考えられ、職員は農場との話の幅を広げる事ができ、畜産全般の知識が向上した。加えて、既存の業務に併せて調査し特別な経費も要さず、労力・費用対効果も高い取組になった。今後、事例を積極的にとり入れた農場の経営安定化が期待されることに加え、本取組が多くの方の農場の心を掴む機会となったことは、家畜保健衛生所の業務を遂行していく上で重要な成果と考えられた。

栃木県県南家畜保健衛生所

令和 5(2023)年度事業概要

令和 6(2024)年 4 月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(惣社東産業団地内)

栃木県県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

栃木県県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

